Q. 申請するタイミングはいつですか？

A. **一連の治療が終了した後に申請してください。**
妊娠判定日など、一連の治療が一区切りついた時点から申請できます。申請期限は、受診等証明書に記載された「治療終了日」の翌日から１年以内です。
なお、一般不妊治療と生殖補助医療では治療期間が異なるため、受診等証明書の様式も異なります。両方の治療を受けた場合は、それぞれの証明書を医療機関にお持ちください。なお、生殖補助医療における治療期間とは、採卵から妊娠判定日（または今回の治療の中止を判断した日）までとなります。

Q. 「保険適用の回数制限を超えた 10 割負担分」とは何ですか？

A. 保険診療として受けられる回数に制限がある治療について、その制限を超えたことにより、医療費を全額自己負担した分を指します。この場合、保険診療の不妊治療にかかる費用として扱われるため、助成の対象となります。
ただし、**厚生労働省が定める年齢要件によって保険適用の回数制限を超えた場合の 10 割負担分は、保険診療の不妊治療には該当しないため、助成の対象外**です。

＜保険適用となる回数の年齢要件＞※初めての治療開始時点の女性の年齢
40 歳未満：通算６回まで（１子ごとに）
40 歳～43 歳未満：通算３回まで（１子ごとに）

保険適用で受けられる治療の回数や診療内容については、医療機関にご確認ください。

Q. 「助成年度・回数の制限がない」とは、どういう意味ですか？

A. 牧之原市では、１年度あたりの助成限度額に達するまでは、１年度内に申請できる回数に制限はありません。
また、前年度以前に助成を受けていても、年度が変わると、その年度の助成額は０円から計算します。そのため、当年度の助成限度額に達するまで、再度申請ができます。

Q. 「加入医療保険の資格が確認できるもの」とは、何を持っていけばよいですか？

A. 次のいずれかを提示してください。

- 資格確認書
- マイナポータルの医療保険資格情報が確認できる画面（スマートフォン）

※マイナポータルの画面を提示する場合は、加入している医療保険の資格情報が確認できる状態にしてください。

Q. 近々市外へ転出する予定ですが、治療期間中に住所があれば申請はできますか？

A. **申請日時点で牧之原市に住所がある方が対象になります。**
申請前に市外へ転出した場合は、治療期間中に市民であったとしても、申請を行うことはできません。

Q. 全額助成と２分の１助成は、どのように判断されますか？

A. 証明書に記載された治療終了日によって判断します。

治療終了日が令和８年３月31日以前の場合は、対象経費の２分の１が助成されます。
治療終了日が令和８年４月１日以降の場合は、対象経費の全額が助成されます。
１回の申請で複数枚の証明書を提出する場合は、証明書ごとに記載された治療終了日に基づいて判断します。そのため、治療終了日によって、全額助成となるものと２分の１助成となるものに分かれる場合があります。